

大分市自治基本条例検討委員会
第2回理念部会

平成21年12月22日(火) 14時から
大分市役所 議会棟3階 第4委員会室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 前文等について

(2) その他(次回開催日程等)

自治基本条例比較表

項目	ニセコ町	札幌市	上越市	由布市
前文	<p>ニセコ町は、先人の苦労の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。</p> <p>まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。</p> <p>わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよるこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。</p>	<p>私たちのまち札幌は、北の大地に、自然の恵みとともに暮らしてきた人々と、日本各地から移り住んできた人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、はぐくみながら、外国の先進の英知も取り入れて、北方圏の拠点都市として飛躍的な発展を遂げてきました。</p> <p>「わたしたちは、時計台の鐘がなる札幌の市民です」とうたい出される札幌市民憲章は、こうした札幌の歴史と風土そして自然環境を誇りとし、昭和38年に市民の総意として制定され、永く市民の心のよりどころとなっています。</p> <p>私たちに、この気高い市民憲章を札幌の心としながら、先人の築いたまちを、更に良いまちにして未来の世代に継承していく責任があります。</p> <p>私たちは、平和を愛し互いを尊び、多様な価値観を認め合って、すべての市民が平穏な暮らしの中で自己実現できる札幌でありたいという、一人一人の札幌への思いが、世界の人々が思い描く理想と響き合うことを願っています。そして、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人の縁と地域の絆を大切に力を寄せ合い、まちづくりのために自ら主体となって選択し行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌を目指します。</p> <p>そこで、私たちは、まちづくりの担い手である市民と議会、行政の役割や関係を明らかにし、私たちのまちを私たちみんなの手で築いていくために、まちづくりの最高規範として、ここに札幌市自治基本条例を制定します。</p>	<p>上越地域は、日本海と頸城の山々や大地がもたらす四季折々の恵みを受け、細やかな人の心と文化をはぐくみながら、多様な歴史を刻み、栄えてきました。</p> <p>こうした中、少子化・高齢化の急速な進展や地方分権時代の到来などは、私たちに最も身近な自治体と、そこでの自治の在り方を今一度考えさせる契機となりました。</p> <p>私たちは、地方分権時代の幕開けを地域が新たに飛躍する機会ととらえて、「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」という基本理念の下、平成17年1月1日、新しい上越市を出発させました。</p> <p>新しい上越市のまちづくりにおいて、私たちは、この地域の人々が築き上げてきた歴史や文化、海・山・大地の恵まれた自然などの多様な地域資源を大切に、「共生」の考え方により人と人、地域と地域が互いに支えあいながら、自らの手でまちをつくり上げ、次の世代に引き継いでいかなければなりません。</p> <p>そのためには、私たち一人ひとりが、人と郷土を愛する心より一層はぐくんでいくとともに、まちづくりの主体として、身近なところから市政運営に参画し、協働によるまちづくりを進めていくことが何よりも必要となります。</p> <p>私たちは、今ここに、自治の主体としての権利と責務を改めて認識し、自主自立のまちづくりに取り組むことを決意して、自治の最高規範となるこの条例を制定します。</p>	<p>平成17年10月1日、狭間町、庄内町及び湯布院町の合併により由布市が誕生しました。由布市は、由布岳や黒岳に象徴される緑の山々、大分川水系の清流、肥沃な大地、豊富で良質な温泉など、豊かな自然に恵まれています。それぞれの地域では、固有の特色や地域資源を生かした生活と多様な産業の営みを通じて活発な交流が生まれ、人々の暮らしを支えるとともに、先人が脈々と築いてきた歴史や文化、風土が息づいています。由布市は、この資産・資源を大切に、繁栄の糧として生かすまちをめざしています。</p> <p>このために、市民、市及び議会の果たすべき役割や責務、市政運営の原則など、自治体としての基本的な枠組みを明らかにするとともに、市政への市民参画や協働の仕組みを定めておくことが必要です。そして、わたしたちは、深い信頼と融和のきずなのもとに、市民が主役となった自治の向上による参画と協働のまちづくりを積極的に推進することにより、由布市の発展を支えていかなければなりません。</p> <p>わたしたち由布市民は、市民と市及び議会がまちづくりに関する情報を共有し、知恵と力を結集することで、誇りある自治のまちを実現し、次世代に継承していくことをめざして、ここに由布市住民自治基本条例を制定します。</p>
目的	<p>(目的) 第1条 この条例は、ニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の役割及び責務並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、市における自治の基本的な理念及び仕組みを定めることにより、市民による自治の一層の推進を図り、もって自主自立のまちを実現することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、主権者である由布市民が自治の担い手として、市や議会とともにまちづくりを推進するために、市民等の権利と責務並びに市及び議会の役割等、自治の基本的な事項を明らかにし、住民自治の実現を図ることを目的とする。</p>
定義		<p>(定義) 第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。 2 この条例において「まちづくり」とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。 3 この条例において「市政」とは、まちづくりのうち市（議会及び市長等をいう。以下同じ。）が担うものをいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市 基礎自治体としての上越市をいう。 (2) 市民 次に掲げるもの及びこれに準ずると認められるものをいう。 ア 市の区域内に居住する個人 イ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する個人 エ 市の区域内に存する学校に在学する個人 (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (4) 市民参画 市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成にかかわることをいう。 (5) 協働 市民、市議会及び市長等が相互の果たすべき責務を認識し、それぞれの立場及び特性を対等なものとして尊重する考えの下、公共的な目的を果たすため、協力して共に働くことをいう。</p>	<p>(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民とは、由布市内に住所を有する人をいう。 (2) 市民等とは、市民並びに由布市内で働き、学び及び市内においてまちづくり活動を行う人若しくは団体をいう。 (3) 市とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4に定める執行機関をいう。 (4) 事業者とは、由布市内において営利を目的とする活動を営む人又は団体をいう。 (5) 交流者とは、観光、保養、商用等で市内を訪れる人をいう。 (6) 協働とは、由布市を構成する市民等と市及び議会が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、相互の立場を尊重し、対等の立場で目的達成のために協力することをいう。 (7) コミュニティとは、自主性と責任を自覚した市民等が構成する自治会、高齢者団体、女性団体、青少年団体、文化・スポーツ団体、福祉団体等、地域社会を形成する団体及び組織をいう。 (8) まちづくりとは、市民等と市及び議会が協働して住民参画により自治の向上をめざし、すべての人が物質的にも精神的にも安全で安心して生活できる環境を実現するための活動をいう。</p>
基本理念		<p>(基本理念) 第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。 2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。 3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。</p>	<p>(自治の基本理念) 第3条 市における自治の基本理念は、次のとおりとする。 (1) 市民主権 市民が自治の主体として自ら自治体を統治することは、地方自治の根幹であり、主権者である市民の信託により置かれた市議会及び市長等は、公正で開かれた市民主体の市政運営を行うこと。 (2) 人権の尊重 出身、障害の有無、性別、年齢、国籍等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重されること。 (3) 非核平和への寄与 世界の人々との友好のきずなを強めながら、人類共通の願いである非核平和の実現に向けたまちづくりを行うこと。 (4) 地球環境の保全 健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承するため、地球全体の環境に配慮したまちづくりを行うこと。 (5) 地域特性の尊重 地域の歴史及び文化的な特性を尊重したまちづくりを行うこと。 (6) 地方分権の推進及び自主自立の市政運営 基礎自治体としての権限の拡充に取り組むとともに、自主的かつ自立的に市政運営を行うこと。</p>	<p>(基本理念) 第4条 まちづくりは、主権者である市民が、主体的に参画するとともに、市民等と市及び議会が、それぞれの果たすべき役割と責務を分担し、及び協働して推進することを基本とする。</p>

自治基本条例比較表

項目	ニセコ町	札幌市	上越市	由布市
自治の基本原則	<p>(情報共有の原則) 第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。 (情報への権利) 第3条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。 (説明責任) 第4条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。 (参加原則) 第5条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。</p>	<p>(まちづくりの基本原則) 第5条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。 2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。 3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。</p>	<p>(自治の基本原則) 第4条 市民、市議会及び市長等は、前条に定める自治の基本理念(以下「自治の基本理念」という。)に基づき、次に掲げる事項を原則として自治を推進するものとする。 (1) 情報共有の原則 市民と市議会及び市長等が相互に市政運営に関する情報を共有すること。 (2) 市民参画の原則 市民参画を基本として市政運営を行うこと。 (3) 協働の原則 協働を基本として公共的課題の解決に当たること。 (4) 多様性尊重の原則 市民の出身、障害の有無、性別、年齢、国籍その他それぞれの置かれた状況を尊重し、市民一人ひとりが個性及び能力を十分に発揮することができるようにするとともに、地域の歴史、文化及び価値観を尊重すること。</p>	<p>(基本原則) 第5条 市民等、市及び議会は、次の各号に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを推進する。 (1) 人権尊重の原則 すべての人が、等しく人権を保障されること。 (2) 男女共同参画の原則 男女が、対等の立場でまちづくりに参画する機会を保障されること。 (3) 情報共有の原則 市民等と市及び議会が積極的にまちづくりに関する情報を共有すること。</p>
市民の権利	<p>(まちづくりに参加する権利) 第10条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。 2 わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。 3 町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。 4 わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。 (満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利) 第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。 (まちづくりに参加する権利の拡充) 第13条 わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。</p>	<p>(まちづくりに参加する権利) 第6条 すべての市民は、まちづくりに参加することができる。 (市政の情報を知る権利) 第7条 すべての市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。</p>	<p>(市民の権利) 第5条 市民は、自治の主体として、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定めるところにより、市民の代表を選ぶ権利、条例の制定、改正又は廃止等の直接請求を行う権利その他の権利を有し、これを行することができる。 2 市民は、前項に規定するもののほか、自治の主体として、次に掲げる権利を有し、これを行することができる。 (1) 市政運営に関する情報を知る権利 (2) 市民参画をする権利 (3) 協働をする権利 3 市民は、市が提供するサービスを受用することができる。</p>	<p>(市民等と事業者の権利) 第6条 市民等及び事業者は、自発的にまちづくりに参画し、又はコミュニティに参加し、活動する権利を有する。 2 市民等及び事業者は、市が保有するまちづくりに関する情報について、その提供を受け、又は自ら求める権利を有する。</p>
市民の責務	<p>(まちづくりに関する町民の責務) 第12条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。</p>	<p>(市民の責務) 第8条 市民は、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進めるものとする。 2 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。 3 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。</p>	<p>(市民の責務) 第6条 市民は、自治の主体として、市政運営に関心を持ち、市政運営に対する意識を高めるように努めなければならない。 2 市民は、市民参画、協働その他の権利の行使に当たっては、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。 3 市民は、市が提供するサービスの享受にあたっては、応分の負担を負わなければならない。</p>	<p>(市民等と事業者の役割と責務) 第7条 市民等及び事業者は、行政サービスにともなう納税の義務を果たさなければならない。 2 市民等及び事業者は、積極的なまちづくりへの参画及び地域自治への貢献に努めるものとする。 3 市民等及び事業者は、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持つものとする。 4 市民等は、まちづくりを支える自主的、自立的なコミュニティの役割を認識し、当該地域のコミュニティへ参加する努力と、活動のための応分の負担をすることにより維持及び振興に努めるものとする。 5 事業者は、地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚し、コミュニティへの参加や協力等を行い、暮らしやすい地域社会の実現に努めるものとする。</p>
地域活動団体(コミュニティ)の基本的役割、地域活動団体の尊重	<p>(コミュニティ) 第14条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。 (コミュニティにおける町民の役割) 第15条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てよう努める。 (町とコミュニティのかかわり) 第16条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。</p>	/		<p>(市民等と事業者の役割と責務) 第7条 4 市民等は、まちづくりを支える自主的、自立的なコミュニティの役割を認識し、当該地域のコミュニティへ参加する努力と、活動のための応分の負担をすることにより維持及び振興に努めるものとする。 5 事業者は、地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚し、コミュニティへの参加や協力等を行い、暮らしやすい地域社会の実現に努めるものとする。</p>
事業者の責務	/		/	
市の基本的役割	/		<p>(市政運営の基本原則) 第15条 市議会及び市長等は、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり公正で透明性の高い市政運営を推進し、公共の福祉の増進に努めなければならない。 2 市議会及び市長等は、持続的に発展することが可能な地域社会の実現に向け、市内の資源を最大限に活用し、施策を戦略的に展開するとともに、その実施に当たっては、施策相互の連携を図り、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めなければならない。</p>	<p>(市政運営) 第12条 市は、多様化、高度化する行政需要に対応するために総合的な市政運営に努めなければならない。</p>

自治基本条例比較表

項目	ニセコ町	札幌市	上越市	由布市
議会の基本的役割	(議会の役割) 第17条 議会は、町民の代表から構成される町の意思決定機関である。 2 議会は、議決機関として、町の政策の意思決定及び行政活動の監視並びに条例を制定する権限を有する。		(市議会の権限) 第7条 市議会は、市民の信託を受けた議事機関として、市民の意思を市政運営に適正に反映させるため、地方自治法に定めるところにより、市政運営を監視するとともに、条例の制定、改正及び廃止、予算の決定、決算の認定その他市政運営の基本的な事項を議決し、市の意思を決定する。	議会の責務にあり
議会の設置・会議・公開	(議会の組織等) 第19条 議会の組織及び議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分考慮して定められなければならない。 (議会の会議) 第20条 議会の会議は、討議を基本とする。 2 議長は、説明のため本会議に出席させた者に議員への質問及び意見を述べさせることができる。 (会議の公開) 第21条 議会の会議は公開とする。ただし、非公開とすることが適当と認められる場合は、この限りではない。 2 前項ただし書により非公開とした場合は、その理由を公表しなければならない。 (政策会議の設置) 第23条 議会は、本会議のほか、まちづくりに関する政策を議論するため、政策会議を設置することができる。 2 前項の会議は議長が招集し、議事運営にあたるものとする。	(市民に開かれた議会) 第11条 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。 2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。		
議会の責務	(議会の責務) 第18条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、将来に向けたまちづくりの展望をもって活動しなければならない。 2 議会は、広く町民から意見を求めるよう努めなければならない。 3 議会は、主権者たる町民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。 (議会の会期外活動) 第22条 議会は、閉会中においても、町政への町民の意思の反映を図るため、まちづくりに関する調査及び検討等に努める。 2 前項の活動は、議会の自主性及び自立性に基いて行われなければならない。	(議会の役割及び責務) 第10条 議会は、本市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。 2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。 3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。	(市議会の責務) 第8条 市議会は、市民の代表として、全市民的な視点及び市を健全な状態で次世代に引き継ぐための視点に立って、次に掲げる機能を果たさなければならない。 (1) 市の意思決定機能 (2) 市政運営の監視機能 (3) 政策立案機能 (4) 立法機能 2 市議会は、次に掲げる事項を基本として運営されなければならない。 (1) 市議会の審議その他の活動の透明性を確保すること。 (2) 市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保すること。 (3) 広く市民の意見を聴き、その意見を市議会の運営及び前項各号に掲げる機能の発揮に適切に反映させること。 3 市議会は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び第4条に定める自治の基本原則（以下「自治の基本原則」という。）にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。	(議会の役割と責務) 第8条 議会は、多様な民意を反映する複数の議員による合議体として、市の意思決定のために自由かつ適当な討議を行い、民主的な議会運営に努めなければならない。 2 議会は、市民を代表する議決機関として、市民の負託に応えるため、市民の意思の把握と反映及び情報の提供に努めなければならない。 3 議会は、市政が市民の意思を反映して適切に運営されるよう調査及び監視機能の向上に努めなければならない。 4 議会は、政策立法、政策審議に関する機能を充実させ、議会活動の向上に努めなければならない。 5 議会は、住民自治の役割を認識し、市民の意思を市政に反映させるため、よりよい議会のあり方をめざし、不断の議会改革に努めなければならない。
議員の責務	(議員の役割及び責務) 第24条 議員は、町民から選ばれた公職者として自ら研さんに努めるとともに、公益のために行動しなければならない。 2 議員は、基本的人権の擁護と公共の福祉の実現のため、政策提言及び立法活動に努めなければならない。	(議員の役割及び責務) 第12条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。 2 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。 3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実を努めるものとする。	(市議会議員の責務) 第9条 市議会議員は、市民の代表として、自己の研さんに努めるとともに、普遍的な利益のために活動しなければならない。 2 市議会議員は、高い倫理観の下、誠実にその職務を行い、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。 3 市議会議員は、次に掲げる事項について、市民への説明責任を果たし、市民とその信頼関係を確保しなければならない。 (1) 自らの議会活動 (2) 市政運営に関する自らの考え	(議員の役割と責務) 第9条 議員は、市民の代表として自己研さんに努めるとともに、常に市全体の利益を活動の指針として職務を遂行しなければならない。 2 議員は、市民の負託に応えるため、市政の課題についての調査研究及び市民の意思把握のための活動に努めるとともに、自らの審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。
執行機関の基本的役割			(市長以外の執行機関の権限) 第12条 市長以外の執行機関は、地方自治法その他の法令に定める権限に属する事務を管理し、これを執行する。	
執行機関の責務	(執行機関の責務) 第27条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。 2 (略)		(市長以外の執行機関の責務) 第13条 市長以外の執行機関は、広く市民の意見を聴くとともに、前条に規定する権限に属する事務を公正かつ誠実に管理し、執行しなければならない。 2 市長以外の執行機関は、その権限に基づく事務に係る基本的な事項について、市民及び市議会への説明責任を果たさなければならない。	(市及び職員の役割と責務) 第11条 市は、市民等のまちづくり参画の権利を保障するよう努めなければならない。 2 市は、市民等からの意見、要望及び苦情等に対して、速やかで誠実な対応に努めなければならない。 3 市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、円滑な活動ができるよう連携の促進に努めなければならない。
市長の基本的役割			(市長の権限) 第10条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として、地方自治法に定めるところにより、市を統轄し、市を代表する。 2 市長は、地方自治法に定めるところにより、市議会への議案の提出、予算の調製、市税の賦課徴収等の市の事務を管理し、これを執行する。	市長の責務にあり
市長の責務	(町長の責務) 第25条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。 (就任時の宣誓) 第26条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。 2 前項の規定は、副町長及び教育長の就任について準用する。	(市長の役割及び責務) 第13条 市長は、本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、内部組織の運営その他の職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。 2 市長は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、市政の運営に反映させるものとする。この場合において、市長は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴くよう努めるものとする。	(市長の責務) 第11条 市長は、市民の代表として、広く市民の意見を聴くとともに、自らの発言、決定及び行動に責任を持って市政運営に当たり、前条に規定する権限を公正かつ誠実に執行しなければならない。 2 市長は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。 3 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを市民及び市議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。	(市長の役割と責務) 第10条 市長は、市民の代表者としてその負託に応えるために、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。 2 市長は、まちづくりの基本理念実現のための施策等について市民への説明に努めなければならない。 3 市長は、市民の多様な行政需要に柔軟かつ迅速に対応でき、市民にわかりやすい効率的な組織及び機構の編成に努めなければならない。

自治基本条例比較表

項目	ニセコ町	札幌市	上越市	由布市
職員の責務	<p>(執行機関の責務) 第27条 (略) 2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。</p>	<p>(職員の責務) 第14条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合において、職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めるものとする。</p>	<p>(市の職員の責務) 第14条 市の職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に全力を挙げて職務を遂行しなければならない。 2 市の職員は、職務の遂行に必要な能力の開発及び自己啓発に努めなければならない。</p>	<p>(市及び職員の役割と責務) 第11条 4 市の職員は、まちづくりの一員としての役割を自覚し、積極的にコミュニティへ参加するよう努めなければならない。</p>
総合計画	<p>(計画の策定等における原則) 第37条 総合的かつ計画的に町の仕事を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画(以下これらを「総合計画」と総称する。)は、この条例の目的及び趣旨にのっとり、策定、実施されるとともに、新たな行政需要にも対応できるよう不断の検討が加えられなければならない。 2 町は、次に掲げる計画を策定するとき、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努めなければならない。 (1) 法令又は条例に規定する計画 (2) 国又は他の自治体の仕事と関連する計画 3 町は、前2項の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施に当たっては、これらの事項に配慮した進捗管理に努めなければならない。 (1) 計画の目標及びこれを達成するための町の仕事の内容 (2) 前号の仕事に要すると見込まれる費用及び期間 (計画策定の手続) 第38条 町は、総合計画で定める重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。 (1) 計画の概要 (2) 計画策定の日程 (3) 予定する町民参加の手法 (4) その他必要とされる事項 2 町は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。 3 町は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。 (計画進行状況の公表) 第39条 町は、総合計画の進行状況について、年に一度公表しなければならない。</p>	<p>(総合計画等) 第17条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。 2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参加を得るものとする。 3 市長等は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進捗よく状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。 4 前2項の規定は、まちづくりに関する重要な計画(総合計画を除く。)について準用する。</p>	<p>(総合計画) 第16条 市長は、自治の基本理念、自治の基本原則及び前条に定める市政運営の基本原則にのっとり市政運営の総合的な指針として総合計画を策定し、計画的な市政運営を行わなければならない。</p>	<p>(総合計画) 第13条 市は、計画的な市政運営を図るために、まちづくりの基本理念に基づいた基本構想、基本計画(以下、「総合計画」という。)を策定し、進捗管理を行うとともに適宜見直すものとする。 2 市は、総合計画を市の最上位計画として位置づけ、他の計画の策定にあたっては、総合計画との整合性の確保に努めなければならない。</p>
行政評価	<p>(評価の実施) 第46条 町は、まちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。 (評価方法の検討) 第47条 前条の評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならない。 2 町が評価を行うときは、町民参加の方法を用いるように努めなければならない。</p>	<p>(行政評価) 第19条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。 2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。</p>	<p>(評価) 第25条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結果を施策の改善及び見直しに速やかに反映させるよう努めるとともに、当該評価の結果並びに改善及び見直しの内容を分かりやすく市民に公表しなければならない。 2 市長等は、前項の行政評価について、市民が参加することができる評価の手法及び第三者による評価の手法を取り入れるよう努めなければならない。</p>	<p>(評価の実施・公開) 第16条 市は、まちづくりの目標達成のために、施策及び事業の取り組みの有効性及び効率性等について、外部や市民等の視点を交えた客観的な評価を実施するものとする。 2 市は、評価の結果について、わかりやすい形で市民等に公開するよう努めなければならない。</p>
情報公開	<p>(情報共有のための制度) 第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。 (1) (略) (2) (略) (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度 (4) (略)</p>	<p>(情報公開) 第25条 市は、市政に関して、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する公文書を適正に公開するものとする。</p>	<p>(情報公開) 第19条 市議会及び市長等は、市政運営に関する市民の知る権利を保障することにより、市民参画をより一層推進するとともに、公正な市政運営を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報を、市民の求めに応じ、原則として公開しなければならない。 2 前項の市議会及び市長等の保有する情報の公開の手続等については、別に条例で定める。</p>	<p>(情報共有の推進) 第14条 市は、市政に関する情報の積極的な公開及び提供並びにまちづくりに関する情報の収集及び活用を努めなければならない。 2 市は、市政に関する情報の公開及び提供にあたり、市民等にわかりやすくするよう努めなければならない。 3 市は、まちづくりに関する意思決定過程について、市民等の理解が得られるよう努めなければならない。</p>
個人情報保護	<p>(個人情報の保護) 第9条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(個人情報の保護) 第27条 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。</p>	<p>(個人情報保護) 第20条 市議会及び市長等は、市民の基本的権利である個人の尊厳を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報に含まれる個人情報を適切に保護するとともに、市民の自己に係る個人情報の開示請求等の権利を保障しなければならない。 2 前項の個人情報の適切な保護及び市民の自己に係る個人情報の開示請求等の手続等については、別に条例で定める。</p>	<p>(個人情報保護) 第15条 市は、個人情報の収集、利用、提供及び管理にあたっては、個人の権利及び利益を侵害しないよう個人情報の保護に努めなければならない。</p>
行政手続	<p>(行政手続の法制化) 第34条 条例又は規則に基づき町の機関がする処分及び行政指導並びに町に対する届出に関する手続について必要な事項は、条例で定める。</p>	<p>(公正で信頼の置ける行政運営の確保) 第20条 (略) 2 (略) 3 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。</p>	<p>(行政手続) 第24条 市長等は、市民の権利利益の保護に資するため、市長等が行う許可等の申請等の手続について、その基本的な事項を定め、公正の確保及び透明性の向上を図らなければならない。 2 行政手続法(平成5年法律第88号)等に定めるもののほか、前項の基本的な事項については、別に条例で定める。</p>	<p>(行政手続) 第18条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民等の権利と利益を保護するよう努めなければならない。</p>

自治基本条例比較表

項目	ニセコ町	札幌市	上越市	由布市
条例の制定	<p>(条例制定等の手続)</p> <p>第54条 町は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。</p> <p>(1) 関係法令及び条例等の制定改廃に基づくものでその条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合</p> <p>(2) 用語の変更等簡易な改正でその条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合</p> <p>(3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者(以下「提案者」という。)が不要と認めた場合</p> <p>2 提案者は、前項に規定する町民の参加等の有無(無のときはその理由を含む。)及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなければならない。</p> <p>(条例等の体系化)</p> <p>第56条 町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。</p>			
法令遵守	<p>(法令の遵守)</p> <p>第35条 町は、まちづくりの公正性及び透明性を確保するため法令を誠実に遵守し、違法行為に対して直ちに必要な措置を講ずるものとする。</p>		<p>(法令遵守)</p> <p>第28条 市議会及び市長等は、法令の遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り、常に適法かつ公正な市政運営に努めなければならない。</p> <p>(公益通報)</p> <p>第29条 市長等は、適法な市政運営を確保するため、市政運営に係る違法な行為について、市の職員等から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が当該通報を行うことにより不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。</p>	
市の財政	<p>(総則)</p> <p>第40条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行わなければならない。</p> <p>(予算編成)</p> <p>第41条 町長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。</p> <p>2 前項の規定による情報の提供は、町の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方法によるものとする。</p> <p>(予算執行)</p> <p>第42条 町長は、町の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとする。</p> <p>(決算)</p> <p>第43条 町長は、決算にかかわる町の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの書類が仕事の評価に役立つものとなるよう配慮しなければならない。</p> <p>(財産管理)</p> <p>第44条 町長は、町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めるものとする。</p> <p>2 前項の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況その他前項の目的を達成するため必要な事項が明らかとなるように定めなければならない。</p> <p>3 財産の取得、管理及び処分は、法令の定めによるほか、第1項の管理計画に従って進めなければならない。</p> <p>(財政状況の公表)</p> <p>第45条 町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金等の現在高その他財政に関する状況(以下「財政状況」という。)の公表に当たっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する見解を示さなければならない。</p>	<p>(財政運営)</p> <p>第18条 市は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。</p>	<p>(財政運営)</p> <p>第17条 市議会及び市長は、中長期的な視点から、健全な財政運営を行わなければならない。</p> <p>2 市長は、財政状況に関する情報を市民に分かりやすく、かつ、市民が理解することができるようにして公表しなければならない。</p>	<p>(財政運営)</p> <p>第17条 市は、総合計画を基本に計画的な予算の編成及び執行に努めなければならない。</p> <p>2 市は、予算、決算等の財政に関する状況を市民等に公開し、理解を深めるよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、財産の適正な管理及び効率的な運用に努めなければならない。</p>
市の組織・人事	<p>(組織)</p> <p>第30条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。</p>	<p>(職員の育成)</p> <p>第15条 市長その他の任命権者は、職員の適材適所の配置及び登用、職務能力の開発等を通じて、市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めるものとする。</p>		
苦情対応・権利保護	<p>(意見・要望・苦情等への応答義務等)</p> <p>第32条 町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。</p> <p>2 町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。</p> <p>3 町は、前2項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。</p> <p>(意見・要望・苦情等への対応のための機関)</p> <p>第33条 町は、町民の権利の保護を図り、町の行政執行により町民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救済のための機関を置くことができる。</p>	<p>(公正で信頼の置ける行政運営の確保)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 市は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、並びに行政を監視し、及び行政の改善を図るため、別に条例で定めるところにより、オンブズマンを置くものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(苦情処理等)</p> <p>第23条 市議会及び市長等は、市政運営に関する苦情等があったときは、速やかにその内容及び原因を調査分析し、改善を要すると判断したものについては、再発防止等のための適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 市長等は、市民主権の理念に基づき、公正な立場で、市政運営に関する苦情を適切かつ迅速に処理し、及び市政運営を監視することにより、市民の権利利益の擁護を図り、もって開かれた市政運営の一層の進展及び市政運営に対する信頼の確保に資するため、別に条例で定めるところにより、オンブズパーソンを設置する。</p>	

自治基本条例比較表

項目	ニセコ町	札幌市	上越市	由布市
国との連携・地域間連携	<p>(町外の人々との連携) 第50条 わたしたち町民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。 (近隣自治体との連携) 第51条 町は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。 (広域連携) 第52条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。 (国際交流及び連携) 第53条 町は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の各種分野における国際交流及び連携に努めるものとする。</p>	<p>(他の自治体等との連携・協力) 第30条 市は、他の自治体と共通するまちづくりの課題について、関係する自治体との連携を図り、その解決に努めるものとする。 2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、北海道、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。 3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を札幌のまちづくりに生かすものとする。</p>	<p>(国、県等との関係) 第39条 市は、市民に最も身近な地方政府として、国、新潟県等とそれぞれ適切な役割分担の下、対等な関係を確立するものとする。 (他の自治体等との連携) 第40条 市は、広域的な課題の解決を図るため、他の自治体等との連携及び協力をするよう努めなければならない。 (海外の自治体等との連携及び国際交流の推進) 第41条 市は、非核平和の実現及び地球規模の諸課題の解決を図るため、海外の自治体等との連携、交流等を積極的に推進するよう努めなければならない。</p>	<p>(市内外の人々及び交流者との連携) 第19条 市民等、市及び議会は、社会、経済、文化、学術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、市内外の人々及び交流者の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めなければならない。 (国・県・他の自治体等との連携) 第20条 市民等、市及び議会は、国、県、他の自治体及びその他関係機関と連携して、効果的なまちづくりの推進に努めなければならない。 (国際交流) 第21条 市民等、市及び議会は、国際的視点に立った発展の重要性を認識し、国際交流の推進に努めるものとする。</p>
政策法務の推進	<p>(政策法務の推進) 第28条 町は、町民主体のまちづくりを実現するため、自治立法権と法令解釈に関する自治権を活用した積極的な法務活動を行わなければならない。</p>		<p>(政策法務) 第27条 市議会及び市長等は、自主的かつ自立的な市政運営を行うため、条例、規則等を制定する権限を十分に活用するとともに、法令の自主的な解釈及び運用に努めなければならない。</p>	
危機管理体制の確立	<p>(危機管理体制の確立) 第29条 町は、町民の身体、生命及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。 2 町は、町民、事業者、関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えなければならない。</p>		<p>(危機管理) 第30条 市長等は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に不測の事態に備え、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態（以下「災害等」という。）に的確に対応するための体制を整備しなければならない。 2 市長等は、災害等の発生時には、市民及び関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を講じなければならない。 3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対処しなければならない。</p>	
外部監査		<p>(公正で信頼の置ける行政運営の確保) 第20条 市は、公正で信頼の置ける行政運営を確保するため、監査委員制度及び外部監査制度のほか、必要な制度の整備を進めるものとする。 2 (略) 3 (略)</p>	<p>(外部監査) 第26条 市民、市議会及び市長は、適正で、効果的かつ効率的な市政運営を確保するため、地方自治法に定めるところにより、外部機関による監査の実施を求めることができる。 2 前項の外部機関による監査の実施に関する手続については、別に条例で定める。</p>	
人材育成			<p>(人材育成) 第36条 市長等は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材を育成するための機会を提供するとともに、体系的な育成に努めなければならない。</p>	
住民の提案	<p>(情報共有のための制度) 第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度</p>			
市政への住民参画	<p>(審議会等への参加) 第31条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 (計画過程等への参加) 第36条 町は、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に町民が参加できるよう配慮する。 2 町は、まちづくりに対する町民の参加において、前項の各段階に応じ、次に掲げる事項の情報提供に努めるものとする。 (1) 仕事の提案や要望等、仕事の発生源の情報 (2) 代替案の内容 (3) 他の自治体等との比較情報 (4) 町民参加の状況 (5) 仕事の根拠となる計画、法令 (6) その他必要な情報</p>	<p>(市政への市民参加の推進) 第21条 市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。 2 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。 3 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。 (1) 実施の時期が適切であること。 (2) 効果的かつ効率的な方法によること。 (3) 事案に関係する市民又は地域に係る市民が参加できること。 (4) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。 4 市長等は、附属機関その他これに類するものについて、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努めなければならない。 5 市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案についての意見公募制度を設けるものとする。 6 市は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。 7 市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。 (青少年や子どものまちづくりへの参加) 第24条 市及び市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう、必要な配慮に努めなければならない。</p>	<p>(審議会等) 第21条 市議会及び市長等は、審議会等の構成員（以下「委員等」という。）の選任に当たっては、公平性に配慮し、選任の手続について透明性を確保するよう努めなければならない。 2 市議会及び市長等は、男女共同参画の主旨にのっとり、委員等の選任に当たっては、男女の構成比に配慮しなければならない。 3 市議会及び市長等は、市民から公募し、選任した人を委員等に含めるものとする。 4 (略) (市民参画) 第33条 市議会及び市長等は、市民参画を推進するため、市民参画の機会を保障しなければならない。 2 市議会及び市長等は、市民参画に関する制度を整備し、市民が市民参画に関する権利を容易に行使することができるようにしなければならない。 3 市議会及び市長等は、市民参画に関する制度の周知を図り、市民参画に関する市民の意識を高めるよう努めなければならない。</p>	<p>(計画等への市民参画) 第22条 市は、まちづくりに関する重要な条例の制定又は改廃並びに計画の策定、変更及び実施にあたっては、説明会の開催、アンケートの実施及び審議会の設置等の方法により、適切かつ効果的な市民参画の実現に努めなければならない。 2 市は、委員会や審議会等の附属機関の委員を任命しようとするときは、公募により選出された委員を加えるよう努めなければならない。ただし、法令の規定により委員の構成が定められている場合、公募に適さない場合はその他正当な理由がある場合はこの限りでない。 3 前項の公募及び選考について必要な事項は、市長が適切に定める。</p>

自治基本条例比較表

項目	ニセコ町	札幌市	上越市	由布市
附属機関等（審議会等）の公開	（情報共有のための制度） 第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。 （1）（略） （2）町の仕事に関する町の会議を公開する制度 （3）（略） （4）（略）		（審議会等） 第21条 （略） 2 （略） 3 （略） 4 市議会及び市長等は、市民との情報共有を図るため、別に条例で定めるところにより、審議会等の会議の公開等を行うものとする。	
住民の意思の表明（パブリックコメント）			（パブリックコメント） 第22条 市長等は、市の基本的な計画、重要な条例等を市議会に提案し、又は決定しようとするときは、当該計画、条例等の案を公表し、広く市民の意見を聴く手続をとらなければならない。 2 市長等は、前項の手続により提出された市民の意見を尊重し、意思決定を行うとともに、提出された意見に対する市長等の考え方を公表しなければならない。 3 第1項の手続及び前項の規定による公表については、別に条例で定める。	（パブリックコメント） 第23条 市は、まちづくりに関する重要な条例の制定又は改廃並びに計画の策定及び変更にあたっては、市民に事前に公表し、意見を募集するよう努めなければならない。 2 市は、前項の規定により提出された意見を検討し、反映に努めるとともに、その結果を公表するものとする。
住民投票	（町民投票の実施） 第48条 町は、ニセコ町にかかわる重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。 （町民投票の条例化） 第49条 町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。 2 前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は町民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。	（住民投票） 第22条 市は、市政に関する重要事項について、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。 2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。	（市民投票） 第38条 市長は、市政運営に係る重要事項について、広く市民の意見を確認し、その意見に沿った決定をなすため、市民投票を実施することができる。 2 年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するもの（以下「請求権者」という。）は、市政運営に係る重要事項について、請求権者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して市民投票の実施を請求することができる。 3 市長は、前項の規定による請求があったときは、直ちに請求の要旨を公表するとともに、20日以内に意見を付けて、これを市議会に付議しなければならない。 4 市議会議員は、市政運営に係る重要事項について、その定数の12分の1以上の者の賛成を得て、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。 5 市議会に置かれた常任委員会は、その部門に属する市政運営に係る重要事項について、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。 6 市長は、第2項の規定による請求及び前2項の規定により提出された議案について市議会の議決があったときは、速やかに市民投票を実施しなければならない。 7 市長は、第2項の規定による請求が請求権者の総数の4分の1以上の者の連署をもってなされたときは、第3項及び前項の規定にかかわらず、速やかに市民投票を実施しなければならない。 8 市民投票の投票資格者は、年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するものとする。 9 前各項に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項については、別に条例で定める。 10 市民、市議会及び市長等は、市民投票が実施されたときは、その結果を尊重しなければならない。	（住民投票） 第25条 市長は、市政に係る重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の同意を得て住民投票を実施することができる。
情報共有・説明責任	（意思決定の明確化） 第6条 町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。 （情報共有のための制度） 第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。 （1）町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度 （2）町の仕事に関する町の会議を公開する制度 （3）町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度 （4）（略） （情報の収集及び管理） 第8条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。	（情報提供） 第26条 市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供するよう努めるものとする。この場合において、市長等は、まちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努めなければならない。 2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、適切な情報伝達手段により、市民に積極的に提供するものとする。	（情報共有及び説明責任） 第18条 市議会及び市長等は、市政運営に関する情報を市民に積極的に提供するとともに、市民の意見の把握に努め、市民との情報の共有を図らなければならない。 2 市長等は、政策の立案、実施、評価及び見直しに至るまでの過程及び内容を市民に分かりやすく説明しなければならない。	（情報共有の推進） 第14条 市は、市政に関する情報の積極的な公開及び提供並びにまちづくりに関する情報の収集及び活用を努めなければならない。 2 市は、市政に関する情報の公開及び提供にあたり、市民等にわかりやすくするよう努めなければならない。 3 市は、まちづくりに関する意思決定過程について、市民等の理解が得られるよう努めなければならない。
協働の推進		（市民によるまちづくり活動の促進） 第23条 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする。 2 市は、まちづくりについて、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければならない。	（協働） 第34条 市民、市議会及び市長等は、公共的課題の解決に当たり、協働を推進するものとする。 2 市議会及び市長等は、市民との協働に当たっては、協働の考え方及び相互の役割分担をあらかじめ明らかにし、相互理解及び信頼関係の構築に努めなければならない。	（協働のまちづくり） 第24条 市民等は、まちづくりの担い手としてコミュニティの役割を認識し、次の活動に主体的に取り組み、市及び議会との協働に努めるものとする。 （1）相互扶助に関すること。 （2）生活環境の維持、改善に関すること。 （3）安全な地域社会の形成に関すること。 （4）地域資源の保護、伝承に関すること。 （5）その他、地域づくり活動に関すること。

自治基本条例比較表

項目	ニセコ町	札幌市	上越市	由布市
都市内分権・地域自治		<p>(まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり)</p> <p>第28条 市は、まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえ、まちづくりを進めるものとする。</p> <p>2 まちづくりセンターは、町内会、自治会等の地縁による団体若しくは地域においてまちづくり活動を行うもの(地縁による団体を除く。)又はこれらの団体等により構成されるまちづくり協議会その他の団体が行うまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、次に掲げる支援を適切に行うものとする。</p> <p>(1) まちづくり活動の場及び機会の充実に関すること。</p> <p>(2) まちづくり活動に資する情報の共有に関すること。</p> <p>(3) まちづくり活動を行う団体間の連携の促進に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくり活動に資する取組に関すること。</p> <p>(区におけるまちづくり)</p> <p>第29条 市は、区役所を拠点として、区民との協働により、区の課題及びその特性を踏まえ、まちづくりを進めるものとする。</p> <p>2 市は、区における課題について、区民の意向を把握するとともに、区民の合意を形成するための意見調整の場を設けるなどの支援を行い、その合意された意見を市政に反映するよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、複数の区に関する課題について、関係する区民の調整が図られるよう必要な支援を行うものとする。</p>	<p>(都市内分権)</p> <p>第31条 市長等は、市民が身近な地域の課題を主体的にとらえ、自ら考え、その解決に向けた地域の意見を決定し、これを市政運営に反映するための仕組みを整え、都市内分権を推進するものとする。</p> <p>(地域自治区)</p> <p>第32条 市は、前条の仕組みとして、市民にとって身近な地域を区域とする地域自治区を設置する。</p> <p>2 市は、地域自治区に地域協議会及び事務所を置く。</p> <p>3 市長は、地域協議会の構成員の選任を、公明で、かつ、地域自治区の区域に住所を有する市民の多様な意見が適切に反映されるものとするため、市民による投票を主体とした選任手続を採用するものとする。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、地域自治区の設置に関し必要な事項及び地域協議会の構成員の選任の手続等については、別に条例で定める。</p>	
条例の位置付け	<p>(この条例の位置付け)</p> <p>第55条 他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。</p>	<p>(この条例の位置付け)</p> <p>第3条 市及び市民は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。</p> <p>2 市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。</p>	<p>(最高規範性)</p> <p>第42条 この条例は、市における自治についての最高規範であり、市民、市議会及び市長等は、この条例を遵守しなければならない。</p> <p>2 市議会及び市長等は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。</p>	
条例の見直し等	<p>(この条例の検討及び見直し)</p> <p>第57条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例がニセコ町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。</p> <p>2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価)</p> <p>第31条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。</p> <p>2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。</p> <p>(この条例の見直し)</p> <p>第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(見直し)</p> <p>第43条 市長は、5年ごとに、この条例の内容を社会経済情勢の変化に照らして、定期的な見直しを行わなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の見直しのほか、必要に応じてこの条例の見直しを行うことができる。</p> <p>3 市長は、前2項の見直しに当たっては、市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項及び第2項の見直しを行ったときは、その結果を公表しなければならない。</p> <p>(改正手続)</p> <p>第44条 市長は、この条例の改正を提案しようとする場合(地方自治法第74条の規定に基づく付議である場合を除く。)は、この条例の趣旨を踏まえ、あらかじめ広く市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。</p>	
その他			<p>(多文化共生)</p> <p>第37条 市民、市議会及び市長等は、世界の人々と相互理解を深め、多様な文化が共生し、かつ、人々が平和に共存することができるまちづくりに取り組まなければならない。</p> <p>2 市議会及び市長等は、市民が多様な文化及び価値観を互いに理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられる環境の整備に努めなければならない。</p>	<p>(環境・景観の保全・形成)</p> <p>第26条 市及び議会は、市民等の共有の財産として、市民等が健康で文化的な生活を営むことのできる環境並びに豊かな自然及び良好なまち並み景観の保全並びに形成に必要な施策を計画的に推進しなければならない。</p> <p>2 市民等と事業者及び交流者は、関係する法令及び条例等を守り、由布市の優れた環境や景観の保全と継承に努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力するものとする。</p>

他自治体の自治基本条例で共通して記載されている要素等

他自治体でも通常、一般的に取り上げられていると思われる項目	関連する部会	一般的に用いられる文章等 (条例の中で、一般的に用いられる文章、表現)	類似する文言等 (条例の中で多く取り上げられていると思われる文言)	備考 (その他、参考になりそうな表現等)
前文	理念部会	結びの文章に「わたしたち住民が～条例を制定する」という体裁を採ることが一般的である。	—	その自治体の自然条件を記載する例が多い。 なお、日本初の自治基本条例、「ニセコ町」のものは、具体の例示をせず、理念的な表現となっている。
目的	理念部会	「この条例は～自治によるまちづくりを実現する」といった書き方が一般的である。	「まちづくりの基本的な事項を明らかにする」といった表現を使用する自治体が多く見られる。	部会会議では、「条例を定める目的」を決めるのは「私たち」市民ではないか、といった意見が優勢であった。
定義	理念部会	—	一番基本となる「市民」を定義することが多く見られる。	自治体毎で定義付ける内容は千差万別である。 なお日本初のニセコ町条例では、町民＝住民が自明なのか、定義の項目がない。
基本理念	理念部会	—	「市民主権」を謳うことが多く見られる。	—
自治の基本原則	理念部会	—	「情報の共有」、「住民の参加」を謳うことが多く見られる。	「人権の尊重」「男女共同」といった、個々人の基本的権利を謳う自治体もある。
市民の権利	市民部会	—	「まちづくりに参加する権利」を謳うことが多く見られる。	「情報を得る権利」を謳う自治体も多い。
市民の責務	市民部会	住民は「自らの発言と行動に責任を持つ」ことが求められるのが一般的である。	—	「行政サービス等に対する応分の負担」を謳う自治体もある。
地域活動団体(コミュニティ)の基本的役割、地域活動団体の尊重	市民部会	—	—	行政側にコミュニティの「自立性」「自発性」を尊重するよう求める自治体もある。
市の基本的役割	執行機関・議会部会	—	—	「公正で透明性の高い行政運営」といった表現を用いる自治体もある。

他自治体の自治基本条例で共通して記載されている要素等

他自治体でも通常、一般的に取り上げられていると思われる項目	関連する部会	一般的に用いられる文章等 (条例の中で、一般的に用いられる文章、表現)	類似する文言等 (条例の中で多く取り上げられていると思われる文言)	備考 (その他、参考になりそうな表現等)
執行機関の責務	執行機関・議会部会	—	—	「公正かつ誠実」な職務執行(管理)を謳う自治体もある。
首長の責務	執行機関・議会部会	「長は、住民(自治体)の代表(者)として～公正かつ誠実に」職務にあたることを謳う表現をすることが一般的である。	—	「住民への説明」(意思確認)を謳う自治体もある。
職員の責務	執行機関・議会部会	—	「全体の奉仕者として」公正、誠実、効率的に職務を遂行するよう謳うのが多く見られる。	—
議会の責務	執行機関・議会部会	—	「自治体の意思決定機関」「市民の意思把握」という表現をするのが見られる。	「市民への説明責任」、「市民との信頼関係」を謳う自治体もある。
議員の責務	執行機関・議会部会	—	「住民の代表」、「自己研鑽」の表現をするのが見られる。	「市民への説明責任」、「市民との信頼関係」を謳う自治体もある。
総合計画	市政運営部会	—	—	自治体の最上位の計画として他の計画との整合性を確保するよう謳う自治体もある。
行政評価	市政運営部会	「わかりやすく市民に公表」という表現を使うことが一般的である。	「効率的、効果的な行政運営を図るため」実施するという文言を使うのが多く見られる。	—
情報公開	市政運営部会	—	—	情報を公開するという行為は同一だが、「市民の知る権利を保障する概念」と「市民に対する説明責任を果たす概念」と自治体によって違いがある。
個人情報保護	市政運営部会	—	「個人の権利及び利益」といった文言を使うのが多く見られる。	「自己の個人情報の開示請求」の権利を謳う自治体もある。

他自治体の自治基本条例で共通して記載されている要素等

他自治体でも通常、一般的に取り上げられていると思われる項目	関連する部会	一般的に用いられる文章等 (条例の中で、一般的に用いられる文章、表現)	類似する文言等 (条例の中で多く取り上げられていると思われる文言)	備考 (その他、参考になりそうな表現等)
行政手続	市政運営部会	—	—	「市民の権利保護」が目的と明確に謳う自治体もある。
市の財政	市政運営部会	—	「健全な財政運営」という文言を使うのが多く見られる。	—
国との連携・地域間連携	市政運営部会	—	—	—
市政への住民参加	市民参加・まちづくり部会	—	—	—
住民投票	市民参加・まちづくり部会	—	「住民の意思を確認するため」という文言を使うのが多く見られる。	住民投票について、「実施できる」、「制度を設けることができる」など自治体によって違いがある。
情報共有・説明責任	市民参加・まちづくり部会	—	「市民に積極的に提供する」という文言を使うのが多く見られる。	—
協働の推進	市民参加・まちづくり部会	—	—	市民と行政等との協力体制というスタンスは同一だが、表現方法など自治体によって違いがある。
条例の位置付け	その他	—	—	本条例が全条例の上位に立つといった記載が多い。これに関連して、他の条例も本条例の趣旨を踏まえることを求めた記載も多い
条例の見直し等	その他	—	—	定期的に「見直しを行う」、「見直し等、必要な措置を講ずる」など、自治体によって違いがある。
その他	その他	—	—	自治体によっては、「多文化共生」や「人材育成」、「環境保全」、「平和への寄与」等、独自の項目立てをしているところも見られる。